

2021年度 社会福祉法人わち福祉会事業計画書（案）

基本理念

私たちは個人の意向を尊重して、多様な福祉サービスを総合的に提供できるよう創意工夫し、尊厳を保持しつつ自立した生活ができるよう援助します。

方針（職務指針）

- 1) 安心と信頼のサービスを提供します。
（社会的文化的な生活の援助に取り組みます。）
- 2) 温かな人の心が通い合う施設を目指します。
（信頼し合え助け合える施設づくりに取り組みます。）
- 3) 自己研鑽に努めます。
（知識を深め技術を磨き、豊かな人間形成に取り組みます。）

概要

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の猛威により、定例行事はもちろん面会の中止など日常生活にも大きな影響を及ぼし、ご利用者はじめご家族や関係の皆様には多くの負担とご心配をおかけする1年となりました。これにより浮き彫りとなった感染症まん延期における事業継続のあり方、ご利用者の健康維持と生活支援といった新たな課題に対し、介護サービス事業所としての対応力強化に向け検討・取り組みを進めていきます。

令和3年度は第8期京丹波町介護保険事業計画及び介護報酬改定年度でもあり、介護報酬は0.7%のプラス改定となります。しかし稼働率の伸び悩みなど事業活動増減差額はマイナスの状況で人件費率は高い水準となっています。第8期介護計画の中で制度等の情報収集及び地域ニーズの把握を行ない、今後あるべき事業の形・規模等を総合的に判断していきます。また、昨年度より本格導入しました人材確保・育成を主軸とした人事考課・昇給制度によって人件費の抑制を図りつつ、きょうと福祉人材育成認証制度も活用した職員育成の取組みとともに、人材確保と離職者ゼロに向け働きやすい環境と魅力のある職場づくりに努めます。特に、職員体制では若返りを図るべく新卒者採用に向け取り組みます。

同様に昨年度より取り組んでいきます在宅部門の通所・訪問介護事業一体的運用について、近年の利用状況と今後の動向を踏まえながら事業の在り方を継続して検討すると共に、更に協働の幅を広げ質の高いサービス提供の実現に向けて取り組みます。

このほか、職員全体のスキルアップやコンプライアンスの徹底を図るため、高齢者虐待防止、接遇・人権についても内部研修、管理職、家族の会の協力を得て総合的に取り組めます。

また、新型コロナウイルス感染症の終息状況を判断しながら、昨年取り組めなかった地域交流事業 Hecorina 2021 の開催や、わちエンジェル・和知小学校・和知中学校等各種団体との交流、長老苑杯グラウンドゴルフ大会、及び出張介護教室の再開を目指します。

中長期目標

高齢者の人口推移について、京丹波町では2020年で緩やかな減少に転じていますが、総人口の減少が上回るため、高齢化率は上昇し42.3%（全国27.6%、京都府28.9%）となっています。和知圏域に於いてはそれより高い49.1%で人口のおよそ2人に1人が高齢者となっています。

団塊の世代が75歳以上となる2025年が近づく中でさらにその先を展望すると、団塊ジュニア世代が高齢者となり現役世代が急減する2040年、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。

また、世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要は多様化することが想定されます。しかし、総人口の減少による働き手世代の減少で介護を担う人材確保が急務となることから、働きやすい職場作りはもとより、外国人労働者の受け入れ等も視野に入れ、2025年に向けた人材確保の取り組みと2040年も見据えた認知症介護等、専門スキルの向上に関する取り組みを継続します。

I 総務部

[事務室]

介護保険事業を取り巻く状況は、介護報酬改定等重なる制度改革で書類作成や事務手続きが複雑化しておりますが、利用者ニーズに応えられるサービスの提供と、健全な施設運営ができるよう経費の節減、施設運営の管理に努めます。また、人材確保、人材育成についての取組を継続します。

1. 規定に基づいた確かな事務処理及び金銭管理に努めます。

(1) 介護保険請求事務の適正な管理に努めます。

(2) 入所者預り金の適正な管理に努めます。

(3) 各種会計事務処理の適正な管理に努めます。

2. 多様な職種のなかで職員の処遇改善に努めます。

(1) 安心・安全・快適な施設としてご利用していただくため、介護現場を支える介護看護職員等の安全衛生・労務管理に努めます。

(2) 人材確保及び総合的な人材育成に取り組みます。

3. 地域に親しまれる施設を目指して取り組みます。

(1) 地域の状況に応じた各種事業の参加、協力に取り組みます。

(2) 広報やホームページを活用した情報開示に努めます。

(3) 高齢者や自宅での入浴が困難な方を対象とした長者の湯の開放を行います。

II 施設サービス部

[介護室]

入所者の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づく介護・援助・健康管理を行

い、その有する能力に応じ、健やかで快適かつ生きがいのある生活が営めるよう努めます。

入所者の高齢・重度化や多様化する福祉ニーズに的確に対応し、ご利用者とご家族にとって施設での生活が安心と心地良い生活となるよう、ご利用者・ご家族と職員間の信頼関係を深めるとともに、介護技術・知識の向上を図り、医務室、調理室と協働して、より一層サービスの質の向上に努めると共に、政府が示す新しい生活様式のもと、徹底した感染症予防対策に取り組みます。

これらサービスの提供にあたっては、これまでの集団的介護を見直すことで、ユニット的対応を含めた柔軟な援助体制を目指し、よりご利用者本位の生活環境を整えられるよう取り組みます。

1. 日常生活介護基本指針

- (1) 安全で安心して生活できるよう日常の生活環境を整えます。
- (2) 人権とプライバシーを尊重し、「その人らしい生活」が送れるよう支援します。
- (3) 生活の質を高め、「快適に心豊かに」暮らせるよう支援します。
- (4) ショートステイのご利用者には、在宅部門との連携を図り支援します。
- (5) 生活の質の向上を目指し、多様な視点から取り組みを行います。

2. 施設サービス計画の作成

- (1) ご利用者の心身の状態・介護ニーズを把握し、施設サービス計画を作成し、その計画に沿ってサービスを提供するとともに、感染状況を踏まえた上で、定期的にご利用者を交えたサービス担当者会議を開催し、ご家族の参加もしくは電話での状況報告をもとに、サービス計画へのご意向反映に努めます。

3. 生活支援サービス

- (1) 食事時間を楽しく、また密を防いで安全に過ごせるよう配慮し、必要にご利用者には、その方のペースに合わせた介助を行います。
- (2) 入浴は身体条件等や個人の希望に合わせた個別対応を行います。また、週2回の入浴を原則とし、入浴できないご利用者は適宜清拭を行います。
- (3) 身体条件等個人の状況に合わせた個別対応を行い、個々の人間性を尊重しながら「排泄の自立」を促します。
- (4) ご利用者一人ひとりが心身ともに健康で充実した日常生活が送れるよう、ご利用者個々の状態の変化の把握に努め、状態に変化が生じたときは、看護師とともに嘱託医師との連携により適切に対応します。

4. 安全な生活のための環境の整備

- (1) 安心して生活できるよう、設備・備品等の整理整頓及び介護機器等の十分なメンテナンス等、環境整備に努めます。

5. ゆとりある活動

- (1) 日常生活に潤いを与える行事として、季節を感じて頂ける行事を実施します。
- (2) ご利用者が主体的に参加でき、ご利用者同士のふれあいがもてる取り組みを実施します。また、感染状況に留意し可能な範囲で、書道・生け花等の各種ボランティア受け入れを行い、余暇の充実を図ります。
- (3) リハビリテーションの一環として適宜時間を設け、ご利用者が気軽に参加できる内容でレクリエーションの実施に取り組みます。

6. 相談活動

- (1) ご利用者やご家族からの相談には、その都度対応し、ご利用者が安心して生活できる環境づくりに努めていきます。また、定期的に生活状況をお伝えする機会を設けると共に、感染期間中はオンライン面会を中心にご家族との時間を楽しんで頂きます。

[医務室]

要介護の重度化に伴い、必要とされる医療行為の充実を図り、入所者及びショートステイのご利用者一人ひとりが、健康で快適に過ごして頂けるよう援助します。

また、日常生活はもとより、終末期においても、安心して施設生活が送れるよう、多職種との連携、協働体制を深め、医療・看護について個別対応に努めます。

1. 日常の健康管理と心身の安定を図ります。

- (1) 日常のふれあいを大切にしながら、ご利用者一人ひとりの細かな健康状態の把握に努め、入所者の健康に関する情報を他職種と共有し、健康維持に努めます。
- (2) 日常生活の基本となる食事、排泄、睡眠等が快調であるために、それぞれの状況を把握し、生活意欲を高め心身の安定を図れるように努めます。
- (3) 年2回、定期健康診断（胸部レントゲン撮影、血液検査等）を行い、入所者の健康管理に努めます。

(4) 看取り介護の方の利用については、医師、介護支援専門員、生活相談員等と

調整し、ご家族の意向に添えるよう努力します。

2. 疾病の早期発見、早期対応に努めます。

- (1) 日常の健康チェック等を通して、また、他職種の協力も得ながら疾病の早期発見・対応に努めます。
- (2) 診察や通院の状況は、必要に依りご家族に連絡し、生活記録に残して個別援助の参考とします。

3. ショートステイご利用者の利用期間中における健康管理

- (1) 利用期間中の健康状態の把握に努め、状況に応じてご家族に連絡する等、適切な対応を行います。

(2) 利用の終了に当たっては、ご家族に利用中の健康状態を伝え、在宅生活における健康に関する助言を行います。

4. 感染症予防の徹底

(1) 新型コロナウイルスをはじめ、結核やインフルエンザ、ノロウイルス等の感染予防の徹底と早期発見に努めます。

(2) 入所者の方には、感染症を予防するため必要に応じ各種予防接種を行います。

5. 協力医療機関との連携

(1) 和知診療所嘱託医師による週2回の診察及び指導を受け、通院・入院については嘱託医師指導により適切に対応します。

(2) 和知歯科診療所の医師・歯科衛生士の診察及び指導で、口腔衛生介助に努めます。

【調理室】

ご利用者の楽しみの一つである食事は、安全で安心な「おいしい食事作り」を目標に掲げ、食生活の重要性を認識し、ご利用者の意向を尊重しつつ、嚥下状態・身体条件に配慮した食事を提供します。

1. 安全な食事の提供

(1) ノロウイルスによる感染症や腸管出血性大腸菌（O-157）をはじめとする食中毒の発生及び拡大の防止に努め、安心して食事をしていただけるよう努めます。

(2) 調理室の5S(整理・整頓・清掃・清拭・習慣づけ)を徹底し、衛生的な食品の取扱いに努めます。

(3) 食事提供者としての自覚を持ち、自身の健康管理及び衛生管理には十分注意します。便保菌、O-157については年間を通じて検査を実施し、冬期はノロウイルス検査も追加します。

(4) 食材については、「米・野菜」は地産地消の考えに基づき、積極的に旬の地元産を使用し、他の食材と合わせてバランス良く提供します。また、搬入時間、温度測定、産地を明確化し「安心・安全」に努めます。

(5) 肉・卵・魚等に関しては、中心温度管理を徹底します。(85℃～90℃で90秒以上)

2. 身体状況に応じた食事の提供

(1) 嚥下障がい及び身体的障がい等により、食事摂取困難なご利用者の食事に工夫を凝らし、バランスの取れた食事を提供します。

(2) 医務室・介護室と連携し、食事形態の見直し・変更を随時行い、摂取しやすい食事の提供に努めます。

(3) 疾病やアレルギーなどによる食事制限のあるご利用者について、適切な対応に努めます。

- (4) ご利用者の高齢化に伴い嗜好調査が難しくなっていますが、食事に対する楽しみや希望を献立に反映するため、聞き取り調査等を実施します。
- (5) 嗜好に合わない食事については、献立を変更します。

3. 季節感あふれる食事の提供

- (1) ご利用者に四季折々の季節を感じる食事を楽しんでいただけるよう努めます。
- (2) お誕生会や行事食など定期的に「ごちそう」や手作りおやつを楽しんでいただけるよう努めます。
- (3) 冬期は献立に汁物を多く取り入れ、温かい食事を提供できるよう心がけます。

Ⅲ 在宅介護支援部

[在宅介護支援センター]

介護が必要になっても、安心して地域で暮らすことができるよう「身近な地域の拠り所」として、気軽に立ち寄り、相談できる事業所を目指します。また、地域のニーズを的確に汲み上げ、必要な社会資源を検討し、具体的な提案に結びつくよう努めます。

1. 在宅介護支援の拠点として各事業所、関係機関との連携を図ります。
 - (1) 京丹波町地域ケア会議への参加・支援困難な事例の個別ケア会議の開催など、行政・地域の各事業所・医療機関等との情報共有や意見の交換を行い、協力体制の構築に努めます。
 - (2) 地域との交流の場を持ち、開かれた施設を目指します。
 - (3) 認知症初期集中支援チーム員・認知症地域支援推進員として、京丹波町認知症施策の各事業への参加・協力を通じ、地域における認知症の方とそのご家族への相談・支援・理解啓発に取り組みます。
 - (4) 様々な介護やサービスについての相談窓口である「京丹波町介護よろず相談所」として、日々の支援に当たります。
 - (5) 出張介護教室を行なうことで、在宅生活の支援を行います。
 - (6) 長者の湯管理を引き続き行います。

[デイ・ヘルパーサービスセンター] (デイサービス部門)

ご利用者が在宅でその人らしい生活を、これから先も可能な限り継続できるよう、一人ひとりの課題解決に向けてニーズに即した支援を行います。ご利用者・ご家族の意思を尊重し、常に気持ちに寄り添ったサービスの提供に努めます。

また、各事業所や関係機関との連携を図りながら、在宅で安心して生活できるよう介護負担の軽減を図り必要な援助を行います。

1. 通所介護計画とその適切な実施

(1) ご利用者の意向や課題を適切に把握し、通所介護計画を作成し、実施状況、目標達成度、評価を行います。

(2) ご利用者の心身の状態や変化に応じたサービス提供を行うと共に、個別的、集団的な援助を行います。

(3) ご利用者・ご家族のニーズを聞き取り、多様なニーズに応えられるようサービスの向上に努めます。

2. ご利用者の人権とプライバシーの尊重

(1) 人権とプライバシーを尊重し、ご利用者のペースに合わせた安心感があり、かつ温かな落ち着いた雰囲気作りに努めます。ご家族が安心して送り出せるよう、常にコミュニケーションを図ることで、事業所・ご利用者・ご家族相互の信頼関係を築き、協力し合える環境づくりを行います。

3. 事業所並びに職員の資質向上

(1) ヘルパーサービス部門と連携を図り、一体的なサービスを提供します。

(2) 職員は、介護技術・接遇の質を高めるよう、研修の機会を設けるとともに自己研鑽に努めます。

(3) ご利用者の意見を事業活動に反映できるよう、満足度調査、ならびに職員アンケートを実施し、意見をくみ取ります。

(4) 事業所の有する介護技術や専門的知識を、出張介護教室等を通して地域に還元します。

(5) 第三者評価を受診し、自らのサービスについて見直しを図ります。

(ヘルパーサービス部門)

ご利用者の人権を尊重し、一人ひとりのニーズに合ったサービスを適切に提供することにより、安心して在宅生活を送れるように支援します。

ご利用者の意見を事業計画に反映できるように満足度調査をおこないます。

1. 事業所との連携によるサービスの提供。

(1) ご利用者、ご家族の思いをしっかりと聞き聞くことを大切にし、気持ちに寄り添いながら支援します。

(2) 各事業所と連携し、住み慣れた自宅での生活が安心して送れるように支援します。

(3) デイサービス部門との連携を図り、一体的なサービス提供体制を整えます。

2. サービスの質の向上に努めます

(1) 思いやりのあるチームケアでサービスを提供します。

(2) 介護技術・接遇の質を高めるよう研修の機会を設けるとともに、自己研鑽に努めます。

[居宅介護支援室]

住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、ご利用者、ご家族との信頼関係を築き、相談できる事業所を目指します。

1. その人らしい生活を支えるケアマネジメントを展開します。

(1) 心身や生活状況の変化に応じたサービスの提案・調整が行えるよう介護保険制度をわかりやすくお伝えするとともに、情報の把握に努めます。

(2) 普段からの関わりを大切にし、相談しやすい雰囲気を作り、わかりやすい伝え方を心がけます。

(3) ご利用者、ご家族の思いや不安に寄り添い、早急に対応することで、望まれる生活が出来るよう支援します。

(4) 第三者評価を受診し、自らのサービスについて見直しを図ります。

2. 各事業所、関係機関との連携を図ります。

(1) 各種会議への参加。

(2) 各事業所、医療機関との情報共有、連絡の実施により、よりよいサービスの展開につなげます。

(3) 支援の難しい事例に対して、事業所内で協働して取り組みます。